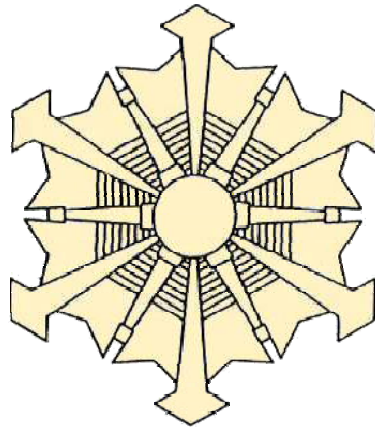


平成26年2月

砺波地域消防組合議会

定例会会議録



砺波地域消防組合議会

本議会に付議された議案等の件名

副議長の選挙

議長の選挙

議会運営委員会の補欠委員選任について

議案第1号 平成26年度砺波地域消防組合一般会計予算

議案第2号 平成26年度砺波地域消防組合歳入予算における構成市の分担金の額について

議案第3号 平成25年度砺波地域消防組合一般会計補正予算（第3号）

議案第4号 工事請負契約の締結について

議案第5号 砺波地域消防組合消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定について

議案第6号 砺波地域消防組合火災予防条例の一部改正について

議案第7号 砺波地域消防組合手数料徴収条例の一部改正について

議案第8号 富山県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について

議案第9号 富山県町村公平委員会を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について

議案第10号 監査委員の選任について

報告第1号 専決処分の承認を求めることについて

専決処分第3号 砺波地域消防組合職員の給与に関する条例の一部改正について

平成26年2月砺波地域消防組合議会定例会目次

| | |
|---------------------------|----|
| 議事日程 | 1 |
| 本日の会議に付した事件 | 1 |
| 開議及び閉議の日時 | 2 |
| 出席議員 | 2 |
| 欠席議員 | 2 |
| 説明のため議場に出席した者の職・氏名 | 2 |
| 職務のため議場に出席した事務局職員 | 2 |
| 開会・開議 | 3 |
| 会議録署名議員の指名 | 4 |
| 会期の決定 | 4 |
| 副議長の選挙 | 6 |
| 議長の選挙 | 8 |
| 議会運営委員会補欠委員の選任 | 9 |
| 議案第1号から議案第9号及び報告第1号 | 10 |
| 提案理由説明（夏野修管理者） | 10 |
| 議会運営委員会、正・副委員長の互選結果報告 | 12 |
| 提出案件に対する質疑（一般質問） | 12 |
| 3番 今藤 久之 議員 | |
| ・消防通信指令共同運用開始による現状と課題について | |
| ・南砺市署所再編と津沢出張所の整備について | |
| 討論（議案第1号から議案第9号及び報告第1号） | 17 |
| 採決（議案第1号から議案第9号及び報告第1号） | 18 |
| 議案第10号 | 19 |
| 提案理由説明（夏野修管理者） | 19 |
| 採決（議案第10号） | 20 |
| 閉会のあいさつ（桜井森夫副管理者） | 20 |
| 閉会の宣告 | 21 |

平成26年2月砺波地域消防組合議会定例会会議録

1. 議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 議会運営委員会の補欠委員選任
- 第4 議案第1号 平成26年度砺波地域消防組合一般会計予算
- 議案第2号 平成26年度砺波地域消防組合歳入予算における構成市の
分担金の額について
- 議案第3号 平成25年度砺波地域消防組合一般会計補正予算（第3号）
- 議案第4号 工事請負契約の締結について
- 議案第5号 砺波地域消防組合消防長及び消防署長の資格を定める条例の制
定について
- 議案第6号 砺波地域消防組合火災予防条例の一部改正について
- 議案第7号 砺波地域消防組合手数料徴収条例の一部改正について
- 議案第8号 富山県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少
及び規約の変更について
- 議案第9号 富山県町村公平委員会を組織する地方公共団体の数の減少及び
規約の変更について
- 報告第1号 専決処分の承認を求めることについて
(提案理由説明、一般質問・質疑、討論、採決)

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 追加日程 副議長辞職の件
- 追加日程 副議長の選挙
- 追加日程 議長辞職の件
- 追加日程 議長の選挙
- 日程第3 議会運営委員会の補欠委員選任について
- 日程第4 議案第1号 平成26年度砺波地域消防組合一般会計予算
- 議案第2号 平成26年度砺波地域消防組合歳入予算における構成
市の分担金の額について
- 議案第3号 平成25年度砺波地域消防組合一般会計補正予算（第3号）
- 議案第4号 工事請負契約の締結について
- 議案第5号 砺波地域消防組合消防長及び消防署長の資格を定める条例
の制定について

- 議案第6号 砺波地域消防組合火災予防条例の一部改正について
 議案第7号 砺波地域消防組合手数料徴収条例の一部改正について
 議案第8号 富山県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について
 議案第9号 富山県町村公平委員会を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について
 報告第1号 専決処分の承認を求めることについて
 (提案理由説明、一般質問・質疑、討論、採決)
 追加日程 議案第10号 砺波地域消防組合監査委員の選任について
 (提案理由説明、採決)

1. 開議及び閉議の日時

2月21日 午後 2時00分 開議
 2月21日 午後 4時03分 閉議

1. 出席議員 (11名)

| | |
|-----------|-----------|
| 1番 (欠員) | 2番 石田義弘君 |
| 3番 今藤久之君 | 4番 山田勉君 |
| 5番 井上五三男君 | 6番 石崎俊彦君 |
| 7番 浅田裕二君 | 8番 片岸博君 |
| 9番 中村重樹君 | 10番 沼田信良君 |
| 11番 江守俊光君 | 12番 山森文夫君 |

1. 欠席議員 (なし)

1. 説明のため議場に出席した者の職・氏名

| | |
|--------------|--------------|
| 管理者 夏野修君 | 副管理者 桜井森夫君 |
| 副管理者 田中幹夫君 | 監査委員 堀秋博君 |
| 会計管理者 黒河修光君 | 消防長 宮本博之君 |
| 次長 坂井晋輔君 | 次長 鍋田忠夫君 |
| 総務課長 間ヶ数昌浩君 | 予防課長 堂田保君 |
| 警防課長 稲見毅君 | 砺波消防署長 佐野博之君 |
| 小矢部消防署長 吉田亨君 | 南砺消防署長 柄崎哲夫君 |

1. 職務のため議場に出席した事務局職員

企画管財係長 水上和成

1. 会議の経過

午後 2時00分 開議

開 会・開 議

○議長（片岸 博君） 本日の会議に入ります前に、皆さん方にお断り申し上げます。各報道機関が取材に参っております。本定例会の取材を許可いたしましたので、ご了承を頂きたいと思います。

開会に先立ちまして、ひと言ご挨拶を申し上げます。今日は本当に好天の中、春らしい天気がいよいよ訪れる中で、本日2月の定例会のご案内を差し上げましたところ、議員各位におかれましては、島田議員の欠員はございますが、全員の皆様のご出席を賜り誠にありがとうございます。また、夏野管理者以下当局の皆さんもお揃いで出席賜りましたことを、深く感謝申し上げます。よろしく願いいたします。

開議に入る前に、去る2月14日に、当組合議会議員島田一朗君がお亡くなりになりました。謹んで哀悼の意を表するため黙祷を捧げたいというふうに思いますので、皆さまのご起立をお願いいたします。

黙祷。

〔黙祷〕

○議長（片岸 博君） お直りください。ご着席をお願いいたします。

それでは、次に、報告をいたします。議会運営委員会が2月10日及び、本日先ほど開催され、本日の日程等について協議されております。なお、議会運営委員であります江守俊光君、石崎俊彦君から辞任届が提出され、議会運営委員会条例の規定に基づき許可いたしましたのでご報告申し上げます。

協議結果について、議会運営委員長から報告をいただきます。

議会運営委員長 中村重樹君

〔議会運営委員長 中村重樹君 登壇〕

○9番（中村重樹君） 本日の定例会招集に先立ちまして、去る2月10日と本日先ほど、砺波地域消防組合消防本部庁舎において議会運営委員会を開催し、定例会の運営などについて協議いたしました。その内容について、簡単にご報告いたします。

本定例会の日程は、お手元に配布のとおりでございますが、まず、議長において、会議録署名議員の指名を行います。次に、会期を本日1日と決定いたします。次に、議会運営委員会の補欠委員の選任につきまして、議長が指名を行います。その後、管理者から本日提案されております議案の提案理由の説明があります。その後、休憩に入り、議会運営委員会を開催、終了後、全員協議会を開催し、提出議案の説明及び各種案件の報告を受けます。再開後、

一般質問並びに上程議案に対する質疑・討論を行い、終了後、議案第1号から議案第9号まで、及び報告第1号につきまして、順次、採決を行います。この後、管理者から議案第10号の監査委員の選任について追加提案の説明があった後、質疑、討論を省略し、採決を行います。以上で全日程を終了し、閉会することになっております。

以上、議会運営委員会の報告といたします。

○議長（片岸 博君） ただ今の出席議員は11名であります。定足数に達しておりますので、これより、平成26年2月砺波地域消防組合議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

地方自治法第121条の規定に基づき、夏野管理者ほか関係者の出席を求めています。

次に、お手元に配付のとおり、監査委員より地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査の報告を受けておりますので、ご確認をお願いいたします。

これで諸般の報告を終わります。

日程第1

会議録署名議員の指名

○議長（片岸 博君） これより、本日の日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第98条の規定により、議長において7番 浅田裕二君、9番 中村重樹君を指名いたします。

日程第2

会期の決定

○議長（片岸 博君） 次に、日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本2月定例会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片岸 博君） ご異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日1日と決定いたしました。

この際、暫時休憩いたします。

午後 2時09分 休憩

〔副議長 井上五三男君 退場〕

午後 2時10分 再開

○議長（片岸 博君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（副議長の辞職）

○議長（片岸 博君） 休憩中に、副議長 井上五三男君から副議長の辞職願が提出されております。

お諮りいたします。この際、副議長辞職の件を日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片岸 博君） ご異議なしと認めます。よって、副議長辞職の件を本日の日程に追加し、直ちに議題といたします。職員に副議長の辞職願を朗読させます。

○事務局（水上和成君） 辞職願。一身上の都合により、砺波地域消防組合議会副議長の職を辞したいので許可されるようお願い出ます。平成26年2月21日、井上五三男。

○議長（片岸 博君） お諮りいたします。副議長 井上五三男君の辞職を許可することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片岸 博君） ご異議なしと認めます。よって、井上五三男君の副議長の辞職を許可することに決しました。

〔5番 井上五三男君 入場〕

○議長（片岸 博君） ただいま、井上五三男君から発言を求めておられますので、これを許可します。

5番 井上五三男君。

〔5番 井上五三男君 登壇〕

○5番（井上五三男君） 副議長のわずかの期間でございましたが、その間には、呉西地区5市の消防緊急指令事務の共同運用ということで、このようなことができましたことは、よいことであったと思っております。そしてまた、この後、南砺市におきましては新しい署所、また小矢部市におきましても新しい署所ということで、大変難しい時代に入ってくると思

ますが、是非ひとつ安心安全のために、地域の皆さんのためにも、一議員として頑張っていきたいと思っておりますのでどうかよろしく願いいたします。どうもありがとうございました。(拍手)

(副議長の選挙)

○議長(片岸 博君) ただいま、副議長が欠員となりました。

お諮りいたします。この際、副議長の選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行いたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(片岸 博君) ご異議なしと認めます。よって、副議長の選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(片岸 博君) ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法は、議長において指名することといたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(片岸 博君) ご異議なしと認めます。よって、指名の方法は、議長において指名することに決しました。

砺波地域消防組合議会副議長に、沼田信良君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま、議長において指名いたしました沼田信良君を砺波地域消防組合議会副議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(片岸 博君) ご異議なしと認めます。よって、沼田信良君が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました、沼田信良君が議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により告知をいたします。

副議長に当選されました沼田信良君から、当選承諾及び就任のご挨拶をいただきたく、ご登壇をお願いいたします。

〔副議長 沼田信良君 登壇〕

○副議長（沼田信良君） ただいま、副議長に選任をいただきました、沼田信良でございます。まことにありがとうございます。もとより浅学非才でございますが、議長の補佐役として頑張っていきたいと考えております。

なにとぞ、議員各位並びに当局のご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げまして、就任のご挨拶といたします。どうかよろしく願いいたします。（拍手）

○議長（片岸 博君） それではこの際、暫時休憩をいたします。

午後 2時16分 休憩

〔議長 片岸 博君 退場〕

午後 2時17分 再開

〔副議長 沼田信良君 議長席に着席〕

○副議長（沼田信良君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（議長の辞職）

○副議長（沼田信良君） ただいま議長 片岸 博君から議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。議長辞職の件を本日の日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（沼田信良君） ご異議なしと認めます。よって、議長辞職の件を本日の日程に追加し、議題といたします。職員に議長の辞職願を朗読させます。

○事務局（水上和成君） 辞職願。一身上の都合により、砺波地域消防組合議会議長の職を辞したいので許可されるようお願い出ます。平成26年2月21日、片岸 博。

○副議長（沼田信良君） お諮りいたします。議長 片岸 博君の辞職を許可することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（沼田信良君） ご異議なしと認めます。よって、片岸 博君の議長の辞職を許可

することに決定いたしました。

〔8番 片岸 博君 入場〕

○副議長（沼田信良君） ただいま、片岸博君から発言を求めておられますので、これを許可します。

8番 片岸 博君。

〔8番 片岸 博君 登壇〕

○8番（片岸 博君） ひとことご挨拶をいたします。議員各位から本当に熱いご支援と推挙を賜りまして、議長に就任させていただきまして、はや1年が経過をいたしました。この間、消防行政では、消防署所の再編がいよいよ軌道に乗り、状況にも変化が見られております。そしてまた、通信におきましても高岡市消防本部を中心とした広域通信がいよいよスタートしております。消防議会の中、消防行政の中にも、大きな変革の時期に来ておると思っております。これらのことが、みなさんのご支援の下、大過なく済ませていただけましたことを本当に深く感謝申し上げます。これからも、新議長を中心にされまして、砺波地域消防組合議会、そしてまた、組合がますます活発に発展されることをご祈念申し上げて、退任のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

（議長の選挙）

○副議長（沼田信良君） ただいま、議長が欠員となりました。

お諮りいたします。この際、議長の選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行いたいと思いません。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（沼田信良君） ご異議なしと認めます。よって、議長の選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思いません。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（沼田信良君） ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法は、副議長において指名することといたしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（沼田信良君） ご異議なしと認めます。よって、副議長において指名することに決しました。

砺波地域消防組合議会議長に、江守俊光君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま、副議長において指名しました、江守俊光君を砺波地域消防組合議会議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（沼田信良君） ご異議なしと認めます。よって、江守俊光君が議長に当選されました。ただいま議長に当選されました、江守俊光君が議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により告知をいたします。

議長に当選されました、江守俊光君から当選承諾及び就任のご挨拶をいただきたく、ご登壇をお願いいたします。

〔議長 江守俊光君 登壇〕

○議長（江守俊光君） ひとつご挨拶を申し上げます。ただいまは、議員各位のご支持を得て、囃らずも議長に就任させていただきました。誠に感謝申し上げます。誠に光栄でありますとともに、責任の重大さを痛感しております。

もとより、浅学非才の身ではございますが、議員のみなさまのご理解とご指示により、市民の身体、生命、財産を守る砺波地域消防組合のために、職務を全うする思いであります。どうかみなさま方のご指導ご鞭撻を賜りますよう、よろしく願い申し上げます。どうもありがとうございました。（拍手）

○副議長（沼田信良君） これをもちまして議長席を交代いたします。

〔副議長 沼田信良君 自席へ、議長 江守俊光君 議長席へ〕

日程第3

議会運営委員会の補欠委員選任について

○議長（江守俊光君） それでは、日程に従い議事を進めます。

日程第3 議会運営委員会の補欠委員選任について、を議題といたします。

お諮りします。欠員となっています議会運営委員の選任につきましては、議会運営委員会条例第4条の規定により、井上五三男君、山田勉君を指名いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江守俊光君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

日程第4

議案第1号から議案第9号及び報告第1号

○議長（江守俊光君） 日程第4 議案第1号から議案第9号まで、平成26年度砺波地域消防組合一般会計予算ほか8件について及び、報告第1号 専決処分の承認を求めることについてを一括議題といたします。

（提案理由の説明）

○議長（江守俊光君） 提案理由の説明を求めます。

管理者 夏野 修君。

〔管理者 夏野 修君 登壇〕

○管理者（夏野 修君） 本日、平成26年2月砺波地域消防組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、ご出席をいただき厚くお礼申し上げます。

ときに、2月14日夕刻、島田一朗議員の突然の訃報に接し、驚きと悲しみを禁じ得ないところであります。ここに島田議員のご遺徳を偲び、哀悼の意を表します。

さて、今ほどは、議長及び副議長選挙によりまして、当組合議会議長に、江守俊光氏、副議長に、沼田信良氏がそれぞれご就任されました。両氏には、衷心よりお祝いを申し上げますとともに、円滑な議会運営に向けご尽力いただきますようお願い申し上げます。

また、議員各位には砺波地域の安寧秩序保持のため、お力添えをいただきますようよろしくお願いを申し上げます。

さて、消防広域化をいたしまして4年目となる平成26年度は、署所再編に伴う署所建設事業が本格化する年となります。一方で、本年1月から本運用を開始した消防指令事務の共同運用につきましては、2か月を経過いたしますが、幸い大きなトラブルもなく順調な移行ができており、最も近い消防署所の車両が出勤することにより区域内外を問わず現場到着時間が短縮するなど、期待した成果もあがっているところであります。また、本年度補正予算の議決をいただきました消防救急デジタル無線整備事業につきましては、平成27年度に整備を予定しております猫池を除く基地局及びデジタル無線機器の整備を、平成27年3月運用開始を目途として引き続き実施してまいります。

これらの整備を通じ、災害形態の多様化・大規模化、少子高齢化等に伴う救急事案の増大に的確に対応できる体制が構築され、県西部地域における消防力の向上がさらに図れるもの

と確信いたしているところでもあります。

それでは、ただいま提出いたしました議案について、ご説明申し上げます。

議案第1号 平成26年度砺波地域消防組合一般会計予算についてであります。構成市からの分担金が歳入の大きな割合を占めることから、事業実施に当たっては、有利な財源活用を念頭に経常的経費及び臨時的経費の精査を十分行い、歳入歳出予算の総額を21億1,760万9千円と、本年度より2億1,277万8千円の減額、対前年度比9.1%の減といたしたところでもあります。

次に、議案第2号 平成26年度砺波地域消防組合歳入予算における構成市の分担金の額についてであります。消防費基準財政需要額割で積算しました共通分担金と、高速道路救急業務支弁金や公債費償還等の特別分担金を併せて構成市の分担金とさせていただき、砺波市には5億9,363万3千円を、小矢部市には4億3,918万8千円を、南砺市には10億1,735万円をお願いしようとするものであります。

議案第3号は、平成25年度砺波地域消防組合一般会計補正予算第3号であります。これは、消防救急デジタル無線設備等共同整備事業ほか4事業の完了が翌年度にわたる見込みのため、繰越明許費を追加するものであります。

議案第4号は、(仮称)南砺消防署ほか新築(建築主体)工事に係る工事請負契約を締結するため、法令の定めるところにより議会の議決を求めるものであります。

議案第5号は、消防組織法第15条の規定に基づき、消防長及び消防署長の職に必要な資格要件を条例で定めることとされたことに伴う条例の制定等であります。

議案第6号は、消防法施行令の一部を改正する政令の規定に基づき、新たに「住宅用防災警報器」が検定対象機械器具等に追加されたことに伴い、砺波地域消防組合火災予防条例の引用条項を改正するものであります。

議案第7号は、消費税及び地方消費税の税率の引上げ等により、地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する手数料の額の標準が改定されたことに伴い、危険物に関する申請の手数料について増額改定を行うため、手数料の額を記載した別表を改正するものであります。

議案第8号及び議案第9号は、富山地域衛生組合が平成26年3月31日付けで解散し、富山県市町村総合事務組合及び富山県町村公平委員会から脱退することに伴い、それぞれ組織する地方公共団体の数を1減らすとともに、それぞれの規約を変更するものであります。

報告第1号は、専決処分の承認についてであります。これは、人事院勧告に基づいた構成市の取扱いに準じ、当組合の55歳以上の職員について昇給を原則停止するため、砺波地域消防組合職員の給与に関する条例の一部改正を平成25年12月27日付けで専決処分をしたことについて承認を求めるものであります。

以上、本日提出いたしました議案の説明といたします。何とぞ、慎重にご審議のうえ、可決、承認をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（江守俊光君） この際、暫時休憩をいたします。

午後 2時34分 休憩

議会運営委員会

全員協議会

午後 3時30分 再開

○議長（江守俊光君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（議会運営委員会、正・副委員長の互選結果報告）

○議長（江守俊光君） まず、議会運営委員会委員長、副委員長の互選結果を報告いたします。議会運営委員会において互選の結果、委員長に浅田裕二君、副委員長に石田義弘君が当選されました。ご報告いたします。

提出議案に対する質疑（一般質問）

○議長（江守俊光君） それでは、これより一般質問並びに提出案件に対する質疑に入ります。

通告により、発言を許します。

3番 今藤久之君。

〔3番 今藤久之君 登壇〕

○3番（今藤久之君） 質問に先立ちまして一言申し上げます。先ほど来、管理者そして議長さんからもお話がありましたように、小矢部市選出の島田議員さんがご逝去されました。心からお悔やみを申し上げ、また、ご冥福をお祈りいたします。

さて、発言の許可をいただきましたので、質問通告に従い、以下質問を行います。

最初は消防通信指令共同運用の開始についてです。

消防通信指令事務の共同運用が、昨年12月からの1ヶ月間に及ぶ試験運用を経て、本年1月からは高岡市消防本部内の県西部指令センターで本格運用が開始されております。

これまでは、各消防本部が消防緊急通信指令システムを、それぞれが単独で整備し、運用する事が原則とされてきました。

砺波地域消防組合消防本部の消防緊急通信指令システムは、砺波広域圏事務組合消防本部時代の平成11年4月に整備され、7年経過後の平成18年に更新予定でありましたが、多額の整備費と維持管理費を要すること等から、コンピューター系のみの更新を行い昨年まで運用されておりました。

平成22年度には、固定電話や携帯電話が発信した場所を特定し表示する「統合型位置情報システム」が導入されておりますが、システムの装置・コンピューター系に不具合が生じることもあり、更新の必要性が高まっていたものです。

一方国においては、無線局の秩序維持や、限りある周波数の有効利用などの観点から電波法関係審査基準で、平成28年5月末までに消防救急無線のデジタル方式への移行が決定されました。

消防庁の諮問機関である「消防の広域化を踏まえた消防のあり方検討会」では、デジタル消防救急無線整備に係る費用の低廉化や、広域災害への対応の観点から、平成22年3月に「消防指令事務の共同運用」と「消防救急無線システムの整備」という方針が打ち出されました。

このことを受け、砺波地域消防組合としては、県西部で通信指令事務の共同整備をすることにより、地域消防力の向上に大きな効果が期待できることから、当消防組合から高岡市へ共同運用を申し入れ、今日に至ったものとお聞きしております。

さて、県西部指令センターの試験運用から、本運用へと3ヶ月弱経過しておりますが、高岡市境にお住まいの方から「救急車を呼んだところ、思ったより早く救急車が来てくれた。よくみたら、高岡の救急車だった。」であるとか「交通事故の現場に高岡の消防車も来ていた。」などと耳にしており、この共同運用が住民サービスの向上に大いに貢献していると感じるところです。

そこで、通信指令事務の共同運用に関連し、まず救急事案について質問をさせていただきます。

救急車は「直近選別出動」ということで、119番通報をした時、その発信場所に最も近くにいる救急車が対応すると聞いており、大変ありがたいことだと感じておりますが、もし、高岡市から救急車が出動して来た場合に、高岡市の病院へ搬送されるのではないかと、特に隣接市の住民にとっては不安のあるところです。

そこでまず、高岡市消防本部と砺波地域消防組合消防本部での病院搬送について、どの様になっているのかお聞かせください。

また、砺波地域消防組合構成市・氷見市・高岡市合計5市の通信指令事務を県西部指令センターで全ての119番通報を受けることとなりましたが、当消防組合消防本部職員の配置について、どの様に対応しており、どの程度の効率化が図られたのかについても併せてお聞かせ願います。

更に、先程も申し上げましたが、平成28年5月末までにデジタル無線を整備しなければならないことから、既に電波の伝搬調査等も終え、無線施設について決定されているものと思われま。

当消防組合には山間地帯も多くあり、無線の不感地帯全てを解消することは非常に困難であると考えられ、災害時の対応が危惧されるものです。

これらを踏まえ、不感地帯の災害時対応と、消防指令事務共同運用による単独整備と共同

整備を比較した費用対効果について、ご答弁をいただきたいと思います。

大きい項目の二つ目、南砺市に整備される再編署所及び小矢部市に整備される津沢出張所の整備についておたずねいたします。

小矢部市・南砺市におかれましては、建設予定地の取得にお骨折りを頂いておりますことを感謝申し上げます。

さて、いよいよ建設に向け本格的に始動する訳ですが、署所1は平成27年度の運用開始を、署所2と津沢出張所は28年度の運用開始を目指しているとのこととあります。

今程、全員協議会でも説明のあったものですが、今後の具体的な整備スケジュールについてお伺いするものです。

建設資材費や人件費の高騰などにより、全国的に入札不調が多発する中、公共事業における予定価格と実勢価格との乖離が問題となっており、公共事業における入札問題についても気になるところです。ひとたび、入札不調が発生すると、再編スケジュール全体にも影響を与えかねません。以上を踏まえ、具体的な整備スケジュールと展望についてお聞かせいただきたいと思います。

また、署所1の担当エリアは、南砺市のみということから、建設等の整備経費は南砺市の全額負担とのことですが、署所2の担当エリアにあつては、砺波市と南砺市を跨ぎ、津沢出張所にあつては、構成3市を跨ぐとのことから、整備等の経費負担割合をどの様に考えておられるのか。更には、現在署所1及び署所2と表現しているそれぞれの施設名称を、今後どの様になさるつもりであるのかをお伺いし、質問を終えさせていただきます。

○議長（江守俊光君） 答弁を求めます。

管理者 夏野 修君。

〔管理者 夏野 修君 登壇〕

○管理者（夏野 修君） 今藤議員の多岐にわたります詳細なご質問にお答えいたします。

まず、1つ目の消防通信指令共同運用開始による現状と課題についてのうち、1点目の市境等の救急搬送先についてお答えします。

県内におきます救急事案は、平成25年3月に富山県が示しております「傷病者の搬送及び受け入れの実施に関する基準」というものに沿って、傷病者の疾病や負傷が重篤な場合など、特別な事案を除きまして、原則として、要請現場の医療圏内の病院へ搬送することになっております。

共同運用開始後の救急搬送につきまして、1月末までの約60日間で、高岡市消防本部からは26件の応援出動を受けており、そのうち21件が病院へ搬送されております。その中で重篤な患者に対し、高度な診療を行なえる3次医療機関への収容対象でありました交通事故の2件を除きまして、すべてを砺波市又は小矢部市の病院へ搬送しております。

また、当消防本部から高岡市へ出動いたしました10件につきましても、すべて高岡市の

病院に搬送しておりまして、今後も県の搬送基準が運用されまして、特別な救急事案でない限り、それぞれの消防本部内にある病院に搬送されることとなります。ですから先ほどからの例にありましたように、例えば東石丸に高岡市の救急車が来まして、傷病者を乗せた場合、高岡市に戻るのではなくて砺波のほうの病院に来ることになります。たまたま救急車が高岡の救急車ということでもあります。

次に、共同運用開始に伴う職員配置についてであります。共同運用開始以前の通信指令課は、通信員12名で3交替体制の勤務をしておりました。消防指令事務協議会に於きまして、県西部指令センターを2交替体の勤務としておりまして、当消防本部からは、8名が勤務するということになりました。その結果を受けまして、昨年10月1日付けで通信指令課というものがあつたわけですが、警防課というところへ統合いたしまして、まず12名の内10名をこの本消防本部内ですが、通信指令業務と共同運用への移行準備の事務に従事させました。2名は、第一線の消防署に配置換えをしたということでもあります。

その後、仮運用を開始いたしました12月2日のからは、先ほどの準備にかかっていた10名の内、8名を県西部の指令センターの方に出しまして、残る2名は、この本部内でこちらでも通信指令の事務がありますのでその事務と、統計等の総務的な事務も含めてやるということにしております。ですから、2名が完全に一線署に行つて、8名が高岡に行つて、あと2名が、本部勤務であるということでもあります。共同運用の実施によりまして、通信指令に係る一部を、先ほど申しました現場戦力に振り向けることができまして、通信指令事務の効率化と併せて消防力の強化が、同時に図れたものと考えております。

次に、3点目の消防無線の不感地帯の災害対応と消防指令事務共同運用による単独整備と共同整備を比較した場合の費用対効果についてお答えいたします。

今藤議員ご指摘のとおり、当組合の管内は山間部が多く電波が届き難い地帯もございますことから、南砺市上平地域のタカンボ一基地局と利賀地域の猫池基地局に無線施設を計画しておりまして、不感地帯の解消に努めるということにしております。しかしながら、全ての地域を網羅するには、まだ複数個所に基地局を建設しなければならず、多額の経費を要することから、不感地帯では、災害現場と県西部消防指令センターが交信できる基地局の補完的な設備として、車載型の単信中継無線装置を積載いたしました無線指揮車を整備いたしまして、迅速な現場活動が展開できる体制を考えております。

次に、通信指令の単独整備と共同整備を比較した場合の費用対効果について、でございますが、平成24年5月の積算では、13年経ちましたこちらの通信指令システムを単独でもし更新整備した場合では、概ね5億9,500万円の整備費が必要と見積もられております。一方、今回、通信指令の共同運用によりまして負担いたします整備費は、3億2,300万円であることから、単独整備に比べますと半分ちょっとで済んだということでございます。一方、また出動の費用面におきまして、先ほど申し上げましたように高岡市からの応援出動件数が砺波から高岡市に応援へ行く件数よりも多い、高岡から来ていただく方が多いということですので、そういう点でも経費的なメリットもあるということで、全体としましては、

市民の安全安心の向上には大きな効果が出たのではないかと考えております。

次に、大きな2つめのご質問でございます。南砺市署所再編と津沢出張所の整備の関係でございますが、まず、南砺市の署所1につきましては、今回の定例会に工事請負契約の締結と繰越明許費を提案しているところでございます。来年3月の完成、4月からの運用開始を目指しております。

また、署所2及び津沢出張所につきましては、議員のご紹介のとおり、現在、南砺市及び小矢部市において、年度内を目途として建設用地取得の交渉に当たっていただいております。新年度におきまして、建設用地の地質調査を行います一方、署所1のレイアウトをベースに検討した庁舎平面計画図を基本にして、実施設計を発注したいというふうに考えております。

この実施設計により積算した建築費の予算につきましては、年内を目途に補正予算を議会に提案し、署所1と同様に来年の2月定例会において工事請負契約の締結の承認をいただいたうえで工事に着手し、平成28年度の運用開始というものを目指してまいります。

議員ご指摘のとおり、建設資材費や労務単価の上昇などによる入札不調の事例が全国的にも県内でも増加しており、署所1の発注に当たっては、最新の建設物価や建築コスト情報によるほか、それ以外の資材は見積もりを徴収するなどして、きめ細かに適切な実勢価格の反映に努めたところでございます。今後予定される署所2及び津沢出張所などの積算に当たっても、国土交通省それから富山県の情報ですとか、市場の実勢価格の適切な把握に努めまして、実施設計に当たっていききたいと考えております。

次に、組合構成市を跨ぐ署所・出張所の経費負担と施設名称についてであります。署所2の担当区域は砺波市と南砺市の2市、それから津沢出張所は構成3市すべてに跨っております。消防庁が定める消防力の整備指針による延焼阻止の条件というものから、砺波地域の地理条件と道路事情を考慮いたしまして、第1次出動区域は、車両速度と放水準備時間の6分半で到達できる5キロメートルの円を描いて、その円内に属する集落に居住する人口に応じて按分することにしております。ただし、円が重なる地域は、重なった円の二つの交点を結びました直線を分界線とし、集落全体の位置関係により、面積の大きい側に含めることといたしまして、構成3市の協議で決定したところでございます。

次に、施設の名称について、でございますが、署所1につきましては、平成20年度に我々の消防組合の前身であります、砺波広域圏事務組合の消防の部分ですが、「消防本部及び消防署の設置等に関する条例」というものを持っておりまして、1市1署とすることが規定されております。平成23年に現在の砺波地域消防組合となった後もこれが継承されておると考えております。また、現南砺消防署を中心とした再編署所でございますので、南砺市の防災センターと防災備蓄倉庫も併設されるということからも、南砺市の基幹署として位置づけられるものというふうに考えられております。

以上のことから、現在、(仮称)南砺消防署ほか新築工事として発注しておるところでございますが、仮称を取りそのまま「南砺消防署」ということで施設の名称とする方向で良いのではないかと考えております。

一方、署所2であります。先ほど申し上げました条例の基本方針に照らしますと、基幹署ではありませんので、消防署という名称は使えないということになります。その一方で施設の規模それから配置予定人数は、署所1に準じるものでございます。他方、また出張所とするのにも規模も大きいものですから、適当でないと思われまして、これらの中間的規模のものとして、他の消防本部との例ではですね、「分署」という名前が多く使われておりますので、そういった例も参考にしながら、検討してまいりたいというふうに思っております。

また、第1次の出動区域が井波、それから庄川、福野の地域に跨るということで、地域名称を入れることもあるかと思っておりますが、どの順番で入れるのか、それから3つも一遍に言う消防のいざという時に、たいへん呼び名が長くなってしましまして、零点何秒損するかもしれませんので、そういった呼び名が長くなるなど問題も生じてくるというふうに思います。

いずれにしてもですね、今ほど申し上げましたいろんなことにつきまして、今後、構成市、それから消防団など関係機関のご意見をお聞きしながら検討してまいりたいと考えておりますのでご理解をいただきたいと思っております。

なお、津沢出張所につきましては、既存の市街地で小矢部市消防団津沢分団の屯所も併設するという予定であります。現在の津沢出張所の名称を引き続き施設の名称とするということ、そういう点でも差支えないのではないかと考えております。

これら施設整備に加えまして、消防救急無線デジタル化の移行の対応にあたりまして、今申し上げただけでも、大変な費用が掛かるということでございます。今後とも、構成市を含め厳しい財政状況の中で、更なる効率的な財政運営と消防力の一層の強化を図って、砺波地域の安全安心の確保にしっかりと努めてまいりたいと考えておりますので、議員各位のご理解をいただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（江守俊光君） 以上で、一般質問並びに提出案件に対する質疑を終わります。

（討 論）

○議長（江守俊光君） これより、討論に入ります。討論の通告はありませんので、討論なしと認めます。以上で、討論を終わります。

（採 決）

○議長（江守俊光君） これより、採決に移ります。

議案第1号から議案第2号までの2議案について、一括して採決を行います。

お諮りいたします。議案第1号 平成26年度砺波地域消防組一般会計予算並びに、議案第2号 平成26年度砺波地域消防組歳入予算における構成市の分担金の額についての2議案について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（江守俊光君） 起立全員であります。よって、議案第1号及び議案第2号につきましては、原案のとおり可決されました。

（採 決）

○議長（江守俊光君） 続きまして、議案第3号及び議案第4号の2議案を一括して採決いたします。

お諮りいたします。議案第3号 平成25年度砺波地域消防組合一般会計補正予算第3号、議案第4号 工事請負契約の締結について、の2議案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（江守俊光君） 起立全員であります。よって、議案第3号及び議案第4号については、原案のとおり「可決」されました。

（採 決）

○議長（江守俊光君） 続きまして、議案第5号から議案第9号までの5議案を一括して採決いたします。

お諮りいたします。議案第5号 砺波地域消防組合消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定について、議案第6号 砺波地域消防組合火災予防条例の一部改正について、議案第7号 砺波地域消防組合手数料徴収条例の一部改正について、議案第8号 富山県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について、議案第9号 富山県町村公平委員会を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についての5議案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（江守俊光君） 起立全員であります。よって、議案第5号から議案第9号までの5議案については、原案のとおり可決されました。

（採 決）

○議長（江守俊光君） 続きまして、報告第1号 専決処分の承認を求めることについて、採決いたします。

お諮りいたします。報告第1号 専決処分の承認を求めることについて、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（江守俊光君） 起立全員であります。よって、報告第1号については、原案のとおり承認されました。

追加日程第10 監査委員の選任について

○議長（江守俊光君） ただいま、管理者から議案第10号 砺波地域消防組合監査委員の選任についてが提出されました。

[8番 片岸 博君 退場]

○議長（江守俊光君） お諮りいたします。この際、これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江守俊光君） ご異議なしと認めます。よって、議案第10号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

これより、議案第10号を議題とします。

（提案理由の説明）

○議長（江守俊光君） 提案理由の説明を求めます。

管理者 夏野 修君。

[管理者 夏野 修君 登壇]

○管理者（夏野 修君） それでは、いまほど提出いたしました、議案第10号 砺波地域消防組合監査委員の選任につきまして、ご説明を申し上げます。

議員のうちから選任されておりました沼田信良氏から本日付けで辞職願が提出されましたので、これを承認し、後任の監査委員に片岸 博氏を選任いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

何とぞ、慎重にご審議のうえ、ご同意いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（江守俊光君） お諮りいたします。議案第10号については、事情十分にご了承のこ

とと存じますので、この際、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

(採 決)

○議長（江守俊光君） ご異議なしと認めます。よって、本案はこの際、直ちに採決することに決しました。

お諮りいたします。議案第10号 監査委員の選任について、原案に同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江守俊光君） ご異議なしと認めます。よって、議案第10号 監査委員の選任については、原案に同意することに決しました。

〔8番 片岸 博君 入場〕

○議長（江守俊光君） 以上をもちまして、本定例会に付議されました全案件の審議はすべて終了いたしました。

(閉会の挨拶)

○議長（江守俊光君） ここで、桜井副管理者から、挨拶があります。

〔副管理者 桜井森夫君 登壇〕

○副管理者（桜井森夫君） 砺波地域消防組合議会の2月定例会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げさせていただきます。

ただいまは、提案いたしました案件につきまして、可決並びに承認をいただきまして、まことにありがとうございました。

平成26年度は、本年度からの繰越事業を含め、署所再編に伴う署所の建設事業や消防救急無線のデジタル化等の大型事業に取り組むこととなります。幸い、本年度、臨時的に創設されました緊急防災・減災事業債が平成26年度から平成28年度まで継続されることとなりましたことから、この有利な起債を活用させていただき、署所の再編整備等を行うことにより、構成市の負担軽減が図れますとともに、地域防災力強化並びに災害に迅速に対応できる情報網の構築ができるものと考えております。

なお、財政状況がたいへん厳しいなか、予算執行に当たっては、常に適正・的確な執行を心掛けるとともに、更なる創意工夫、経費節減に取り組んでまいりたいと考えております。

また、この定例会におきまして、議会役員等の人事が円満に決定をされました。当選されました江守議長、沼田副議長並びに議会運営員会浅田委員長、石田副委員長のご就任を心よりお祝いを申し上げますとともに、新たに監査委員となられました片岸議員には、適正な予算執行に向けご指導をいただきますよう、心よりお願いを申し上げます。

ご案内のとおり、広域化4年目を迎える本組合といたしましては、消防指令事務の共同運用に伴う管轄を越えた出動等を通じ、市民サービスの一層の向上に努めてまいりますので、議員各位の一層のご理解とご協力をよろしくお願いを申し上げます。

終わりになりましたが、議員各位には、今年一年もご健勝でご活躍されますことを心よりご祈念申し上げまして、本定例会閉会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。

本日は、まことにありがとうございました。

閉会の宣告

○議長（江守俊光君） これをもちまして、平成26年2月砺波地域消防組合議会定例会を閉会いたします。長時間、どうもご苦労さまでした。

午後 3時08分 閉議

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成26年 2月21日

議 長 江 守 俊 光

署名議員 浅 田 裕 二

署名議員 中 村 重 樹